

岡山県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する岡山県循環器病対策推進計画(以下「計画」という。)について、必要な事項を協議するため、岡山県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画に関する事項
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健医療部疾病感染症対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。